

# 『曇気楼の見える街』魚津

魚津市プレスリリース 令和2年1月31日

臨時災害放送局開設の協力に関する協定を、  
株式会社新川コミュニティ放送と締結します。

市は、このたび、株式会社新川コミュニティ放送（ラジオ・ミュー）様と下記のとおり協定を締結することとなりました。

下記のとおり調印式を開催しますので、取材方よろしくお願ひいたします。

## 記

1. 開催日時 令和2年2月7日（金） 9時00分から（15分程度）
2. 開催場所 魚津市役所2階 市長公室
3. 協定の概要 災害時における臨時災害放送局開設の協力
  - ・臨時災害放送局に係る免許申請の手続き
  - ・放送設備の貸与
  - ・設営及び放送運営等の協力
4. 協定締結者 ㈱新川コミュニティ放送 代表取締役 長谷川 光一  
魚津市長 村椿 晃

担当部署：企画総務部総務課

（課長）宮崎 （担当者）草島

電話 0765-23-1078

FAX 0765-23-1182

E-Mail bousai\_uozu@city.uozu.lg.jp

## 臨時災害放送局について

### 1. 臨時災害放送局とは

暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火災その他による災害が発生した場合に、被災者支援情報や生活関連情報等を提供するため、被災地の自治体等が臨時に開設するエフエム放送局のことである。

臨時災害放送局は、災害発生時において、ライフライン情報や地域限定の生活支援情報など、地域独自のきめ細やかな情報を発信することができる。

### 2. 課題

臨時災害放送局は、災害時において、市が北陸総合通信局に対して申請を行えば開設することができ、また、放送設備も北陸総合通信局等から調達することができるが、放送に関する専門的な知識等が無い市職員のみでは放送局の運営は難しい。

### 3. 協定締結によって

この協定を締結することにより、

- ・ 北陸総合通信局への開設に関する手続き  
(初動として、北陸総合通信局に対し、電話1本で手続き可能)
- ・ 臨時災害放送局にかかる放送設備の貸与
- ・ 臨時災害放送局の設営及び放送運営に対する協力 など

について、(株)新川コミュニティ放送と相互に協力関係を構築することができ、災害発生時に、被災者に対して、より迅速かつ明瞭に情報発信することができる。

### 4. 全国における近年の主な開設実績

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| ・平成23年 東日本大震災      | 東北地方の24市町で26の臨時災害放送局が開設  |
| ・平成28年 熊本地震        | 熊本県内4市町(熊本市、甲佐町、御船町、益城町) |
| ・平成30年 7月豪雨(西日本豪雨) | 広島県内2町(熊野町、坂町)           |
| ・平成30年 北海道胆振東部地震   | 北海道内2町(厚真町、むかわ町)         |
| ・令和元年 台風第19号       | 長野市                      |

### 5. 備考

- ・臨時災害放送局の開設場所  
魚津商工会議所ビル内(商工会議所と協議済み)
- ・臨時災害放送局にかかる県内市町村の協定締結状況  
2市締結済み(富山市、砺波市)
- ・(株)新川コミュニティ放送での現状  
この協定の締結に関わらず、既に、新川地域内に「気象警報」「避難情報」等が出た場合、ラジオ・ミューから災害情報を発信している。

災害発生時、  
住民の生命・財産を守るラジオ

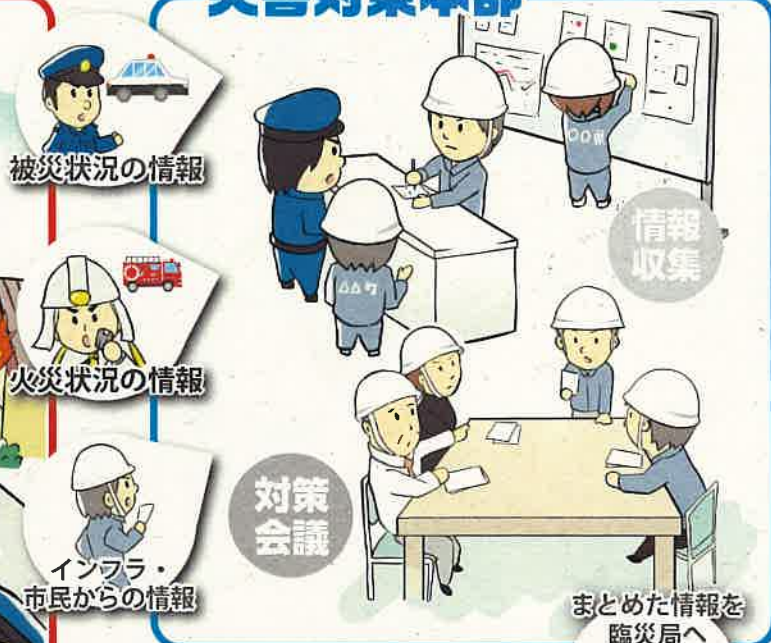
# 臨時災害放送局

—災害時の臨時FM放送の役割—

## 災害発生!



## 災害対策本部



## 臨災局



## 臨時災害放送局(臨災局)とは

- ・FM放送の電波を使用する放送局(臨時災害放送局)
- ・阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、平成7年2月に制度化
- ・災害時に地方公共団体が住民向けに情報を提供するために臨時に開設可能な放送局
- ・被災者の救援や生活支援等のための放送を行い、災害の被害を軽減することが目的
- ・コミュニティFM局が臨時災害放送局になることも可能。聴取者に既知の周波数であり有利

### 臨災局を開設するには



開設は電話又は  
口頭でOK

#### 免許申請から免許付与は迅速

非常災害時、被災した地方公共団体が、総合通信局に電話(口頭)で免許申請をするだけで迅速に免許を受けることができ、すぐに放送を開始できます。後日、正式な申請手続きが必要です。

#### 機器の貸与

越総合通信局では、臨災局用機器を地方公共団体に対して無償貸与することとしています。なお、運用、保守管理等の費用は借受人の負担です。また、移動通信機器及び移動電源車も貸与します。

## 避難生活を支援する情報を提供

